

第131回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成31年 1月30日（水）12:30～15:30

2 場 所 都道府県会館 1階 101大会議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【臨時委員】

山澤 成康

【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課長、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所国民計算部長、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役

【事務局（総務省）】

若生総務審議官、横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、上田次長、阿南次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官、北原統計企画管理官、澤村統計審査官

4 議 事

- （1）諮問第121号「全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について」
- （2）諮問第122号「民間給与実態統計調査の変更について」
- （3）諮問第123号「学校基本調査の変更について」
- （4）諮問第124号「毎月勤労統計調査の変更について」
- （5）部会に属すべき委員の指名について
- （6）部会の審議状況について

(7) 毎月勤労統計調査について

(8) 基幹統計の一斉点検結果について

5 議事概要

(1) 毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査について

ア 統計委員会における「毎月勤労統計」の審議等について

冒頭、西村委員長から、資料7-1に基づき、統計委員会における「毎月勤労統計」の審議について発言があった。また、事務局（統計委員会担当室）から、資料7-2に基づき、日本統計学会、日本経済学会、歴代の国民経済計算部会の部会長から西村委員長等あての意見書について紹介があった。

本件について、西村委員長から次の発言がなされた。

- ・「平成16年～23年の遡及データが作成できない」ということを既成事実化するような向きもあるように見えるが、これはあり得ないことだと考えている。統計委員会委員長としては、統計委員会において、なぜ平成16年から23年の遡及データが作れないのか、困難な点は何なのか、また、それに対する対応策は何なのかということについて厚生労働省から詳細に説明していただいた上で、きちんと審議し、必ず遡及データを作る方向で検討すべきと考えている。

イ 統計法の施行状況に関する意見について

事務局（委員会担当室）から、資料7-3に基づき、統計委員会委員長から厚生労働大臣に対して、毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見が示された旨の報告が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・毎月勤労統計は、政策立案、学術研究、経営判断の基礎として、常に正確性が求められる政府統計であり、このような事態を起こしたことは極めて遺憾であり、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。組織を挙げて再発防止、改善に向けて真剣に考えていきたい。
- 非常に重大な事案であるので、適切な対応をお願いしたい。我々は統計の品質に責任を負っているので、品質を確保し、正確に長期間にわたってきちんとした公表をすることに責任がある。そういうことを前提に、これからどのようにこの重大事案に対処していくのか、また、統計技術的側面や派生する様々な問題について、統計委員会の場で審議、意見交換し、正しい方向に向かうようにしていかななくてはならないと考えている。

ウ 諮問第124号「毎月勤労統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から、資料4-1、4-2に基づき、説明が行われた。本件は「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関す

る意見」（資料7-3）において実施を求めた三つの具体的措置事項のうちの一つについて、厚生労働省が速やかに対応しようとするものであることから、部会に付託することなく、統計委員会の審議で結論を得ることで合意され、以下の委員長整理を答申として採択することとされた。なお、答申の文言は西村委員長に一任の上、本日の委員会終了後、委員に送付することとされた。

〔委員長整理〕

今回の変更内容は、「毎月勤労統計調査及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」における措置事項のうちの一つに対応するため、厚生労働省直轄調査を導入し、可及的速やかに全数調査の履行を図るものであり、適当である。

また、今後の課題として、①「毎月勤労統計調査及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において指摘している事項のうち、「2）調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること」について、速やかに実施すること、②報告者である調査対象事業所に対して丁寧な説明を行うこと、の2点を指摘する。

エ 毎月勤労統計調査に関する厚生労働省からの追加説明について

厚生労働省から、資料8に基づき、前回の統計委員会における審議の結果、追加説明が求められた事項について説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・資料中に数字が詳しく出ているので、ある程度様子は見えた。3分の1を抽出する方法が示された方法に従うのであるなら、代表性のある標本になることが期待され、それに乗率を掛けて復元することは適切と考える。理想的には、計画どおり、500人以上の事業所を全数調べるのが最も適切だが、次善の策としては妥当。

- ・産業分類の変更に伴い、新旧の分類の対応関係が1対1にならないものが、どの程度存在するのか教えてほしい。

抽出したサンプルの更に半分のみを調査対象としていたことについて、母集団の構成とのずれはなかったのか。

- ・前回よりはデータを出しているが、追加的な情報が必要である。

1つは、資料8-7で平成19年1月分についてギャップ修正ができないとあるが、資料8-4を見ると多くの産業で東京都でも抽出率1となっており、ある程度前までの連続性があるデータがあるのではないのか。ギャップ率がないのであれば、一部の企業について産業について、どのようにギャップ率を修正するのかという問題になってくるのではないか。

データがある平成28年までのデータを作って、ギャップ率の推計ができないの

- か。1／1抽出が多ければ、ギャップ率がそれほど大きくない可能性もあるが、それを確認するための十分なデータが不足している。
- ・平成22年及び23年の抽出率のギャップが調整できないというが、新旧の産業分類については、かなり共通している産業もある。これらはそのまま移行できる。後は旧分類のところで、どの産業が違うのか確認すればよい。どういう手法で変換していたかを明らかにして、それができれば、接続方法での考え方の抽出率を再現することができ、再計算が可能ではないか。
 - ・事業所数についての増減率は分かっているのであれば、そこから逆算することも可能ではないか。統計がどのようなプロセスで推計したかプロセスをきっちり開示してほしい。
 - ・厚生労働省が、推計に必要なデータが無い旨の発言をしているとの報道があるが、それは平成16年に無断でサンプルに切り替えたことと同じで、統計委員会を無視してやっているのと同じことではないか。統計的で専門的な観点について、独自の判断だけで話をしないでほしい。統計委員会に諮り、議論する方向に姿勢を改めてもらいたい。
 - ・従来公表値、新260,186円は、東京都の500人以上規模の事業所データを3倍に復元した上で集計した結果であるが、旧258,100円は復元していない。
→2,086円の中に、ベンチマーク更新とサンプル入れ替えによる差額のほかに、復元の有無による差額もあるのか。
 - ・現在のサンプル調査の結果と6月以降実施される全数調査の結果との乖離について分析することが有用。過去の誤りの確認する意味でも、全数調査との差を分析し、どのような差異があるかを確認・分析することが必要ではないか。
→どの要因で、どの程度の差が生じるか、しっかり分析する。
 - ・系統抽出における項目順とは、単に番号順を指すのか、それ以外の意味があるのか。2回同じ事業所が当たる可能性があった場合はランダムとの説明があったが、通常、系統抽出の場合の重複はないはず。どのような順番で並んでいるのかを知りたい。
→前回調査で当たったところが、また当たる可能性がある。
 - ・新旧産業分類の対応関係の話で、平成18年の事業所・企業統計調査で同じ事業所を新旧産業分類で格付けを行っていたはず。平成18年の結果を安定的だと仮定するならば、対応関係だけでなく、量的にも新旧産業分類の移行の状況が評価できるはずで、何もできないということはないはず。新旧産業分類の相違の問題は、解決できるのではないか。
 - ・回答率について教えてほしいと前回お願いしている。全数と言っても、14%ぐらい回収できていない地方もある。したがって、東京について全数調査に戻すとしても回答が得られない場合もあるし、今回の状況から、東京以外でも回答が得られなくなる場合もあり得る。地方の場合、1つ答えないだけで大きく異なるのではないか。

- ・500人以上全数調査の実施について、6月分からの対応ということで諮問も承認されたが、東京都は、調査員調査と郵送調査の2系統で行っていくのか。
- まずは速やかに全数をやる必要がある。ただし、この方法を今後も継続するか否かは、検討していかなくてはならない事項と認識している。
- ・不足しているデータの雇用保険データについて、プラスとマイナス両方の影響がある。数量情報としての影響の情報が必要である。あまり影響がないのであれば、平成22年以前の対処のためにも、平成23年以降のデータについて公表が必要である。
- ・個別データが欠落しているために集計できないとのことだが、一定の仮定を置いて近似の情報を推計することは可能である。推計も不可能というのは疑問である。厚生労働省のスタンスを聞きたい。何とかして推計の方法は模索すべき。
- ・非回答の扱いをどうするのかというのは、過去の問題もあるが、全数調査に変更する6月からの問題でもあり、慎重に考えるべき。今の推計方法では、全数層については特段の復元乗率を掛けていないのではないのか。
- 戻すときに母集団労働者数を各月で作し、そこに戻しており、全数層についても対応できている。
- 平均値がずれていれば、元に戻しても復元したことにならない。バイアスの確認は必要である。
- ・再集計についての厚生労働省のスタンスを回答してほしい。
- 資料については引き続き努力する。従来と同じ集計はできないが、推計については今後も努力する。
- 技術的な質問もあったが、本日回答できる部分はないか。
- 新舊の産業分類が1対1対応しているものが、どの程度あるのかについての量的データやギャップ修正の断層についての質問への回答も得られていない。
- 41ページの0.8から0.5に差分が抽出率逆数によって効果があったところ。次のベンチマークの更新に含まれているように見えるが、どちらに、どの程度含まれているか分析しきれていない。
- ・どちらにどの程度含まれているか、把握は可能か。
- ・1月からサンプル入替え、6月に東京都500人以上が全数調査になることで、今年は2回段差が発生することになる。1月だけでなく、6月分の段差についても説明してもらおうということによいか。
- きっちり丁寧に説明したいと思う。
- ・新舊産業分類の移し替えによる問題についても検討するか。
- 検討する。
- ・平成22年以前の雇用保険のデータは公表値から逆算できるのではないのか。
- 持ち帰って検討したい。
- ・17日に統計委員会から要請した資料をいくつか回答いただいた。これらは、H

Pへ掲載し、透明性を確保してほしい。

まだ、回答をもらっていない東京都の回収状況報告や回収率により生じるバイアスの問題をどのように考えるか、前回に引き続き回答をお願いしたい。

平成24年からの詳細な復元について、かなりの部分が分かっているが、まだ、不十分であるとの意見もある。できるだけ、分かりやすい形で説明をお願いしたい。

平成15年以前の「これまでの集計方法」について、30人から499人のサンプルのうち一部の地域、事業所について、抽出したサンプルの2つに1つを調査せず実質的には抽出率を当初の更に半分にしていた。厚生労働省の公表している説明資料とは異なった対応であり適切ではない。ここにも反省を求める。抽出率を下げた理由は不明であり、都道府県、規模、産業の標準誤差も分からないことから、更なる説明を求める。ただし、復元推計自体を適切に行っていることを前提に、今後の十分な追加説明がされるのであれば、結果数値はおおむね妥当となる可能性が高い。

平成16年から23年までの遡及推計については、冒頭発言のとおり極めて重要。この点に関しては、各委員とも厚生労働省の説明が不十分であるとの認識であり、具体的対処方法についての指摘がいくつかあった。

厚生労働省が遡及推計について不足していると考えている情報の、集計過程における具体的使用方法など今後の丁寧な議論に必要不可欠であり、次回の統計委員会で、引き続き報告していただきたい。

今回は具体的な対策が出てきたので、事務局（統計委員会担当室）においても、遡及推計について各委員から出た論点を整理し、次回の統計委員会で報告するようお願いしたい。

統計委員会の委員長として、平成16年から23年の遡及データを作るに当たり、何が障害であるのか明らかにし、それを克服するための考察を考え、全く同じものではないにせよ、「妥当」とできるデータを再推計するための検討が必要であると考えている。また、日本経済学会、日本統計学会、統計委員会国民経済計算部会（現在の国民経済計算体系的整備部会の前身）のかつての部会長から示された意見と全く同じである。厚生労働省においては、各界からの意見に真摯に対応すべきである。

（４）毎月勤労統計の訂正に伴う雇用者報酬の改定について

内閣府から、資料9-1及び9-2に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・現状ではやむを得ないが、今後、毎月勤労統計でよりリアルな復元の仕方が進展すれば、ユーザーのために速やかに推計を修正していただきたい。その際には、雇用者報酬、家計貯蓄率の推計の仕方について、透明性の高い説明

をお願いしたい。

→平成16年から23年までのより精緻な遡及推計については、厚生労働省の対応状況を踏まえながら、国民経済計算として適切な対応を検討したい。

- ・今回の雇用者報酬の改訂は緊急避難としての役割があり、短期間での対応に感謝したい。同時に、厚生労働省から新たなデータが公表された段階では、内閣府としても改めて雇用者報酬を再推計する必要があるので、しっかり対応いただきたい。

(5) 部会の審議状況について

《国民経済計算体系的整備部会》

宮川国民経済計算体系的整備部会長から、資料6に基づき、部会の審議状況について報告された。

主な発言は以下のとおり。

- ・SUT・産業連関表の基本構成の大枠について取りまとめられたことは非常に大きな進展。まだ解決すべき課題はあるだろうが、引き続き検討を進めていただきたい。また、国民経済計算の改定幅の縮小に向けた検討についても、年度末に向けてしっかりと検討を進めてほしい。

(6) 基幹統計の一斉点検結果について

事務局（政策統括官室）から、資料10-1、10-2に基づき、説明が行われ、厚生労働省から、資料10-3に基づき、説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・賃金構造基本統計調査の調査方法について、調査計画と実態に乖離があること自体は問題。一方で、郵送調査が一概に問題のある手法というものでもない。今回の事案について、郵送調査はいつから行われていたのか。また、その規模如何。

→分からない。これから調査していきたい。

- ・調査員を任命しているが、郵送調査の前に調査員が事業所に対して何らかのアプローチを行っているのか。

→直接郵送している。調査依頼はがきの送付作業を送っている例はある。

- ・今後同じことが起こらないようにするためにも、何が起こったのかについて基本的な情報を明確にしていきたい。

→現時点で分かっていることは、ほぼ全ての事業所に対して郵送調査が行われていたということ。郵送調査がいつから始まったのかも含めて調査しなければならないが、かなり長い期間行われていたようだ。しっかり調査して示す。

- ・ほぼ全ての事業所なのか、それとも100%なのか。調査方法が違うと、その違

いで結果に差が出るので慎重にお願いしたい。

- ・郵送していたのはどこの組織か。調査員の任命は行っているようであるが、調査員の役割如何。

→都道府県労働局又は労働基準監督署から郵送している。調査員は、問合せ対応、調査票の記入内容の点検や疑義照会を担当している。

- ・賃金構造基本統計調査の調査方法について、調査計画と異なる状況が長年続けられてきた点は、極めて遺憾である。厚生労働省には強く反省を求めたい。また、郵送調査の導入時期、導入経緯、その規模について、詳しい説明がなされていないのも大きな問題である。その点については、次回の統計委員会で詳細な説明を求めたい。

しかし、その他については、詳細な情報提供がなされており、それによれば、回収率は上昇傾向にあり、小規模事業所の回収率、大都市圏の回収率にも低下傾向は見られず、調査員調査から郵送調査にした場合に予想される負の影響は見られないように思われる。以上の間接的証拠から考えるに、十分な情報提供がなされるという前提で、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い。また、バー等が調査されていないのは不適切ではあるが、その影響は小さいという分析結果は妥当のように思われる。

賃金構造基本統計調査についての追加的な審議については、2月に予定されている本調査の諮問を受けて部会で行うこととしたい。

西村委員長から、資料10-4に基づき、今後予定される点検検証に係る統計委員会の対応方針について説明が行われ、その後の進め方について西村委員長に一任された。

主な発言は以下のとおり。

- ・基本的には、西村委員長の提案に同意だが、以前横断的に統計の検証を行ったのにもかかわらず、今回の問題が発生した。表面的に点検を行っても見過ごしてしまう懸念がある。統計委員会にもう少し審査権や権限がないと今回のような問題は防止できないのではないか。そのためには、マンパワーも必要であるし、それを指導する統計委員会の委員も増やしていけるように制度を改善する必要性もある。
- ・西村委員長の提案に同意する。一連の問題で統計に対する国民の不安が高まっており、このまま放置しておくとも国民の協力度も下がり、結果として統計の精度にも影響してしまう。今、調査員のような現場の人たちが一番苦勞しているだろう。統計委員会として信頼回復に寄与したい。更に、各府省は情報の提供を誠実にやっていただくとともに、統計の信頼性を回復するためにも、統計幹事には全面的な協力をお願いしたい。
- ・西村委員長の提案に同意する。国勢調査を東京2020オリンピック・パラリン

ピックが開催される来年に控え、自治体や調査員も大変不安な状況にある。また、各自治体においても、EBPMが浸透してきており、適切なデータを活用しながら良い施策を実施していきたいという機運が高まっているところである。一般統計調査の点検は各府省が自主的、自立的、主体的に自ら点検してほしい。統計幹事が責任を持って臨んでいただきたい。春から夏をめどに、できることから迅速に進めてほしい。

・それでは、部会の設置について御異論がなければ、この場で了解をいただきたい。部会の名称は「点検検証部会」、所掌事務は「基幹統計及び一般統計調査を対象とした不適切事案の発生防止及び統計の品質向上に関する事項」としたいと思うが、よろしいか。また、部会長は、調査実務に精通しており、業務プロセス部会の部会長でもある川崎委員に是非ともお願いしたいがよろしいか。

→承知した。(注)

→それでは、その後の進め方については、私に一任をいただき、本日配布した私の提案に本日の議論を反映させ、私から各委員に意見を聞いた後に決定したい。

(注) 点検検証部会の部会長については、その後、平成31年2月15日に河井啓希委員に交代となった。

(7) 部会に属すべき委員の指名について

西村委員長から、資料5に基づき、部会に属すべき委員の指名がなされた。

(8) 諮問第121号「全国消費実態統計の指定の変更及び全国消費実態調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から、資料1-1、1-2に基づき、説明が行われた。平成30年12月17日開催の第129回統計委員会において採択した答申に沿って、基幹統計の名称、基幹統計調査の名称及び目的を変更するものであり、論点も限られていることから、部会に付託することなく、統計委員会の審議で結論を得ることで合意され、審議結果の委員長整理を答申として採択することとされた。なお、答申の文言は西村委員長に一任の上、本委員会終了後、委員に送付することとされた。

主な発言は以下のとおり。

・現行の家計調査と調査場面での混同がないようにするための工夫について説明をお願いしたい。

→家計調査の調査世帯、約6,000世帯に新しい全国家計構造調査の御協力をお願いする予定である。依頼のタイミングや調査票配布のタイミングで、協力の依頼状の配布を予定している。今回の名称変更で、この家計調査の対象世帯にもこれまでの名前よりは、より協力していただけるのではないかと考えている。

・家計調査との親和性もあり、調査内容が家計であることがより明確になったと思う。

- ・以上の議論を踏まえ、以下のとおり整理することとし、この整理を答申として採択した。

〔委員長整理〕

「基幹統計の名称」を「全国家計構造統計」に変更することについては、本統計が、消費に加えて所得の分布等の実態についても把握することを目的としていること、5年周期の統計として、月次の統計である家計統計との区別を明確にするため、よりの確な名称に変更するものであり、適当と考える。

また、基幹統計調査の名称を「全国家計構造調査」に変更した上で、調査の目的についても、統計法施行令別表と整合する内容に変更することについては、家計の消費の実態を中心とした把握から、所得、消費、資産及び負債の水準、構造等、家計全般の構造の把握により重点を置くという調査計画の変更内容を踏まえたものであり、これは平成30年12月答申の指摘に積極的に対応するものであることから、適当と考える。

また、今回の対応は、家計に関する統計の体系的な整備に向けた第一段目の取組であることから、引き続き、同体系的な整備に向けて、平成31年度（2019年度）調査の実施結果等も踏まえつつ、関係する各種統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備の在り方等を改めて整理等を行う必要があることを付言する。

(9) 諮問第122号「民間給与実態統計調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から、資料2-1、2-2に基づき、説明が行われ、審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・報告者負担への配慮に関して、特に、行政記録情報の更なる活用については、報告者の立場からも是非前進するような議論をいただきたい。
- ・今回の変更は、「『行政手続コスト』削減のための基本計画」に基づいて、報告者負担の軽減の観点から報告者数を削減するものだが、利活用に必要な精度を確保するという点にも留意が必要である。

また、産業構造が大きく変更する一方で、本調査は長年基本的な標本設計を見直していない。この点についても、更なる改善の余地がないか検討することが重要である。部会においては、これらの点を踏まえつつ審議をお願いしたい。

(10) 諮問第123号「学校基本調査の変更について」

事務局（統計審査官室）から、資料3-1、3-2に基づき、説明が行われ、審議は人口・社会統計部会に付託されることとなった。

主な発言は以下のとおり。

- ・学校基本調査の調査統計システムの見直しについては、第Ⅲ期公的統計基本計画にも課題として掲げられているが、改修費用の確保が困難であることを理由として、課題への対応を軒並み先送りしている状況である。また、現在、残っている課題のほとんどは、平成26年の答申で指摘されたものであり、指摘から既に5年近く経過しようとしている中で、更に2022年度まで対応できないというのは、対応があまりに遅いと考える。

文部科学省においては、このような状況にあることを自覚し、省を挙げて、可及的速やかな対応を図るよう努めていただくことをお願いする。

部会においても、その点に留意して審議をお願いしたい。

次回の統計委員会は調整中であり、日時、場所については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>